

『第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会（第2回）』に向けた意見
—環境政策・環境法の基本原則の観点から—

大阪大学法学研究科 大久保規子

一 国際的な展開に関する現状認識

1 環境と人権

(1) 環境と人権との密接な関係についての認識の高まり

- ・権利を基礎としたアプローチ（rights-based approach）の浸透
環境権、先住民族の権利、コミュニティの権利、将来世代の権利、自然の権利等
- ・発展が人々の福利の向上につながるべきことを再確認

(2) 環境権

①国際的な動き

- ・国連人権理事会決議（A/HRC/RES/48/13）（2021年10月8日）に続き、環境権決議（A/RES/76/300）採択（2022年7月28日）
- ・環境権の実体的要素
清浄な大気（A/HRC/40/55）、安全な気候（A/74/161）、健全な生態系と生物多様性（A/75/161）、安全で十分な水（A/HRC/46/28）、健全で持続可能な食糧（A/76/179）、無害な環境（A/HRC/49/53）
- ・事業者の人権・環境デューデリジェンスの強化
EUは持続可能性デューデリジェンス指令化へ

②各国の動向

- ・国連加盟国193カ国のうち、80%以上の国（156カ国）が環境権を承認（2019年国連調査：A/HRC/43/53）

(3) 集団的な権利（先住民族、コミュニティの権利）と参加

- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組でも重視（セクションC等）
- ・中南米、アジア等で法制化が進展
コミュニティ参加型の資源管理をアジアでも重視（インドネシア、タイ等）

(4) 将来世代の権利への配慮

- ・コロンビアでは、森林保護に関し、将来世代との協約締結を義務付ける判決も

(5) 自然の権利等—人間中心主義から生態系中心主義へ

- ・中南米（エクアドル、コロンビア、ボリビア等）を中心に憲法・法律・判例で承認
中南米の動きは「聖なる大地の権利」という先住民族の考え方と密接に関連
- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組でも言及（セクションC9等）
- ・山や川に法人格を認める動き
ニュージーランド、スペイン（2022年マール・メノール法）等で相次いで法制化
- ・ワンヘルスの共通定義（2021年WHO, FAO, OIE, UNEP）

2 参加原則

(1) 国際条約

- ・リオ宣言第 10 原則
- ・オーフス条約（1998 年）—どの国も加盟可能
- ・エスカズ協定（2018 年）—中南米の地域条約
- ・情報アクセス権、参加権、司法アクセス権（3つの手続的権利）を核心とするということ、および各手続的権利の内容については国際的な共通認識が存在
 - ・オーフス条約およびそれを踏まえたエスカズ協定がグローバルスタンダード化
 - ・エスカズ協定は、環境擁護者の保護+キャパシティビルディングを強化
- ・3つの手続的権利は、環境権の手続的な構成要素としても重視される傾向

(2) 各国の動向

①情報アクセス権

- ・情報公開制度は、ほぼ標準装備
- ・地域環境情報の統合・オープンデータ化←DXの推進
- ・環境リスク情報の普及は国の義務
- ・TCFD, TNFD, 人権・環境デューデリジェンスの観点から事業者情報の開示促進

②参加権

- ・早期の参加
 - 政策・計画への参加—SEA, 持続可能性アセスメント, 健康アセスメントの普及
- ・双方向（対話型）のプロセスを重視

③司法アクセス権

- ・環境公益訴訟（団体訴訟, 市民訴訟）は標準装備
 - ・G20の日本以外の国
 - ・アジアでも、主要国は導入・承認済み（インド, インドネシア, タイ, フィリピン, 台湾等）、中国も限定的ながら導入済み

二 一を踏まえた環境基本計画の策定に向けて—日本の現状と課題

1 権利を基礎としたアプローチの考慮

- ・環境権を認めていない国（国連加盟国の 20%以下）に分類されているが、清浄な大気、水等、その一部は身体的・精神的な人格権の一環として認められている
 - 温室効果ガスの排出が人格権等に影響を与える環境保全上の支障に該当すること、生物多様性の保全がワズヘルスの向上に資すること等、環境政策と諸権利との関係、人権・環境デューデリジェンスの考え方を踏まえることが必要

2 環境分野と他分野の統合、横断的な政策の推進の必要性

- (1) SEA や持続可能性アセスメントの導入
- (2) 政策評価等に環境の観点を明確に位置づけること

- ・政策評価法は「必要性、効率性又は有効性の観点」に加え、「その他当該政策の特性に応じて必要な観点」を掲げていることに留意（3条）
 - ・第5次社会資本重点整備計画でも、多様な視点の考慮を明記（第4章第2節「多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施」参照）
→このような観点を促進・強化
 - ・公共事業等に NbS, グリーンインフラ等の考慮の義務付け
- (3) 環境に影響を与える予算査定に際しても、環境の視点（炭素効率性、生物多様性への影響等）を考慮
 - (4) 各省が有する地域環境・災害情報の統合とオープンデータ化←DXの推進
 - (5) とくに生物多様性の保全には、ワンプランネットの考え方に見られるような横断的、包括的なホリスティックなアプローチが不可欠
- ・各種の土地利用計画において、生物多様性の観点から保全すべきエリアを考慮
 - ・海域を含めた OECM の戦略的な推進を含む
 - ・環境損害・生態系損害制度の検討・導入

3 参加に関する政策強化の必要性

- (1) 「参加」は最初の環境基本計画からの長期目標であることを再確認
- (2) 情報公開
 - ①TCFD/TNFD/人権・環境デューデリジェンスの観点で事業者情報の開示促進
 - ②化学物質等の環境リスク、災害環境リスク（適応の観点）等のわかりやすく、アクセスしやすい情報の普及・啓発、リスクコミュニケーションの推進
 - ③各省が有する地域環境・災害情報の統合とオープンデータ化（再掲）
- (3) 参加
 - ①アジェンダ設定段階、政策形成、計画段階への参加の促進
 - ・循環経済工程表の策定に当たっては、事前のパブリックコンサルテーションやワークショップを開催したグッドプラクティスあり
 - ・SEA や持続可能性アセスメントの導入と参加型のプロセスの促進を含む
 - ②環境アセスメント等での対話型のプロセスの促進
 - ③子ども、若者の政策プロセスへの参加の促進、フューチャーデザインの活用等による将来世代の利益の考慮
 - ④各種協議会の実効性の確保（事務局機能の強化・支援等）
 - ⑤中間支援組織（GEOC・EPO等）機能の維持・強化
 - ⑥地球環境基金の機能の維持・強化
 - ・政策形成、調整機能を担う環境 NGO のネットワーク支援を含む
- (4) 環境公益訴訟の検討・導入